

保健事業実施に関するガイドライン

平成 29 年 6 月 29 日制定

1 趣旨

このガイドラインは、公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針（平成16年文部科学省告示第129号）第三の三及び公立学校共済組合運営規則（昭和38年2月25日制定）第38条の規定に基づき、公立学校共済組合（以下「組合」という。）が実施する保健事業の総合的な推進に関する基本事項を定めるものである。

組合は、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康の保持増進及び疾病予防のため、また、健全な財政運営により組合員の負担の抑制につながる医療費の適正化に資するため、このガイドラインに沿って保健事業を実施するものとする。

2 保健事業の種類等

保健事業の種類と内容は、下表のとおりとする。

事業の種類		内 容
健康 管 理 事 業	特定健診等事業	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の2の規定に基づく特定健康診査（40歳以上の組合員等に対する健康診査であって特定健康診査と同等の検査項目を包含するものを含む。以下同じ。）及び特定保健指導
	健 診 事 業	法第112条第1項第1号の規定に基づく健康診査（特定健康診査に該当しない人間ドック及び器官別検診）
	健康づくり事業	法第112条第1項第1号の規定に基づく健康教育、健康相談並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援
	心 の 健 康 チェッ ク 事 業	組合員の心の健康に係るセルフケアの支援 組合員に対するストレスチェック（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「労安法」という。）第66条の10の規定による検査をいう。以下同じ。）を行う事業者の支援
一 般 事 業	法第112条第1項第6号及び公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日制定）第27条第4号に基づき組合員の福祉の増進に資するための事業であって組合の事業計画で定めるもののうち、次のイからへまでに該当するもの イ 介護、育児その他生活の支援に関するもの ロ 宿泊施設の利用補助等保養に関するもの ハ スポーツ大会の支援等体育に関するもの ニ 教養・文化行事の開催等教養・文化に関するもの ホ へき地組合員を対象としたもの へ 上記イからホまでに掲げるもの以外の事業で組合員の福祉の増進に資するためのもの	

3 事業運営に対する基本的な考え方

(1) 他の健康の保持増進措置等との調和

組合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）又は労安法の規定による健康診断（以下「事業主健診」という。）その他組合員等の健康の保持増進及び疾病予防を図るため法令により定められる措置との調和を図りつつ、保健事業を適切かつ有効に運営するものとする。

また、組合は、事業者（事業主健診及びストレスチェックの実施義務を負う者をいう。以下同じ。）と連携し、又は協働して保健事業を推進するとともに、職員互助団体との間においても、職員互助団体の実施する事業と相互に補完・分担できるよう、事業の重複を避け、組合の行うべき事業を明確にすることによって、同事業の効率的な運営を図るものとする。

なお、本部、支部及び直営病院は、引き続き組合の行うべき事業の内容に応じて適切に役割を分担するものとする。

(2) 健康情報に基づく事業運営

組合は、組合が取得することができる組合員等の健康状態に関する情報（以下「健康情報」という。）に基づき、既存事業（このガイドラインの施行前において、組合の事業計画に基づいて行われている保健事業をいう。以下同じ。）の効果を検証し、医療保険分野に係る国のICT政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用をPDCAサイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとする。

また、本部・支部間及び各支部間の情報（特に好事例の情報）の共有化、直営病院の知見の活用並びに外部専門家による専門的アドバイスを得られる体制の構築に努める。

なお、健康情報の管理、分析及び事業者（事業者の委託先も含む。）からの取得等に当たっては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成17年3月16日制定）その他の関係法令等の規定を遵守し、慎重に取り扱うものとする。

4 各事業の重点事項

4-1 健康管理事業

生活習慣病の発症予防（一次予防）及びメンタルヘルス対策に重点を置き、組合員等の年齢及び性別等に応じて効果的かつ効率的な事業を行うものとする。

(1) 特定健診等事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者支援金の算定に係る加減算の指標となる特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値に対する達成度を改善するため、主に次の施策等により、これらの率の改善につながる取組みを行う。

- イ 組合員等の利便を考慮した実施体制（訪問型の特定保健指導等）の整備及び周知
- ロ 事業主健診の結果授受その他の事業者との間の事務を円滑に行うための所要の調整
- ハ 特定健康診査の結果について、個人に合わせた情報提供の実施件数の拡充及び実施方法の工夫（必要に応じICTの活用を検討）
- ニ メタボリックシンドローム及びその予備群の該当率及び改善率の把握

（２）健診事業

① 生活習慣病対策

特定健診等事業の効率的な実施に向けて、メタボリックシンドローム及びその予備群の発生を抑制するため、メタボリックシンドロームの判定に用いる値の改善に効果的な事業を推進する。特に、特定保健指導の階層化及びメタボリックシンドロームの判定に用いる血液検査の指標のうち、LDL コレステロール及びHbA1cについては、優先的に改善を図る。

また、40歳未満の組合員（以下「若年層」という。）が40歳に達したときにメタボリックシンドローム及びその予備群に該当しないことを目標とし、若年層である間に最低1回の人間ドック受診機会の提供に努め、併せて、メタボリックシンドローム又はその予備群と判定される見込みの高い検査値であった者に対する保健指導を実施する等、若年層に対する健康増進に寄与する事業を推進する。

なお、事業の効率化のための次の取組みは維持する。

- イ 事業主健診及び職員互助団体における健診の実施状況の把握
- ロ 人間ドックは1日を原則とすること
- ハ 自己負担額を適正な額とすること

② がん対策

がんについては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号）に定める検査項目等を参考としたがん検診の実施に努める。

特に、婦人がんの発症年齢のピークが在職期間中であること及び組合員の約半数が女性であるという組合の事情を考慮し、婦人がん検診の拡充に努める。

また、事業主健診及び職員互助団体におけるがん検診の実施状況の把握に努める。

なお、被扶養者については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業として、市町村が実施するがん検診の状況も踏まえて取り進める。

（３）健康づくり事業

① 生活習慣病の発症予防

「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動」（健康日本21（第2次））について示した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号）別表第二に掲げられた、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標値を参考とし、生活習慣病の発症予防を中心に、特に次の事項を踏まえた事業に取り組む。

- イ 運動習慣づくりの支援
- ロ 飲酒が健康に与える影響についての意識啓発
- ハ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上
- ニ 禁煙についての意識啓発及び支援
- ホ 歯の喪失防止についての意識啓発。なお、歯科健診の実施については可能な範囲で取り組む。

② 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブ

健康に関する問題意識の喚起及び行動変容を目的とする報奨制度として、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」（平成28年5月18日付け保発0518第1号）の主旨を踏まえ、別に組合の指針を定めて実施するものとする。

ただし、当分の間、支部ごとに、地方公共団体等他の実施機関との関係その他の事情に考慮しつつ、次の事項に留意の上実施することが適当である。

- イ 自発的な健康づくり等の取組みを目指すものであること。
- ロ 若年層も対象とすること。
- ハ 医療機関を受診しないことによる評価は厳に慎むこと。
- ニ 短期給付の掛金の減額等を行わないこと。
- ホ インセンティブの効果が期待できるよう、価値を適正な範囲で設定すること。
- ヘ 現金給付は行わないこと。

（4）メンタルヘルス対策関係の事業

① 既存の関連事業及び心の健康チェック事業との関係

本部及び支部において既存事業として実施している電話又は面談による相談事業、セミナーその他のメンタルヘルス対策事業は、引き続き実施する。

なお、実施に当たり、これらの事業を心の健康チェック事業によるストレスチェック受検後のフォローアップに活用することを意識しつつ、取り進める。

また、直営病院において実施している職場復帰支援事業その他の職域貢献事業は、更なる充実を図るとともに、本部はこれを支援する。

メンタルヘルスに関する広報に当たっては、次の事項に留意する。

- イ 組合員自身のストレス状態の気づきとセルフケアが重要であること。
- ロ 受検者の同意がない限り、個々のストレスチェックの結果は事業者には提供されないなど、個人情報保護に配慮した制度であること。
- ハ セルフケアに加えて、状況によっては専門医の診察を受けることが望ましい場合があること。

② 心の健康チェック事業

精神疾患で休職した公立学校の教職員数が高い値で推移していることに加え、文部科学省初等中等教育局長通知（平成28年3月23日文初科発第1578号）により、ストレスチェックについて「学校等の規模にかかわらず、全ての学校等において適切に実施されるよう指導されたいこと」とされ、労安法では実施が努力義務とされている、労働者数が50人未満の所属所においても実施が促されていることに鑑み、心の健康チェック事業の拡充を図る。

③ 知見の活用

心の健康チェック事業により組合に集積される組合員のメンタルヘルスに関するデータは、個人情報保護に十分配慮しつつ分析を行い、メンタルヘルスの一次予防をはじめ、保健事業及び直営病院による職域貢献事業の改善に活用する。

なお、本部及び直営病院は、メンタルヘルスに関する知見を活用した効果的なメンタルヘルス対策事業の実施に関する情報を支部に提供し、支部においては、医療保険者として、事業者との協働に向け、その情報を活用する。

4-2 一般事業

(1) 基本的な考え方

一般事業は、1に掲げる保健事業の趣旨を踏まえ、優先順位を検討し、見直しを図りつつ実施することとする。

したがって、組合員等の健康増進及びその意識啓発を目的としない、単なる物配り的な事業については、適切な見直しが必要である。

また、組合員1人当たりの福祉財源額の水準を大きく超えるサービスの提供についても見直しを図ることとする。

(2) 健康づくり事業との関連

組合員等の健康増進及びその意識啓発を目的とした事業であって運動習慣づくりに役立つと認められるものは、(1)にかかわらず実施の方向で検討するものとする。

(3) 組合員のニーズとの関連

介護・育児支援等少子高齢化社会の進展を背景に組合員等のニーズが高まっていると認められる事業は、保健事業全体の見直しの中で、必要な財源を確保して、充実させる方向で検討するものとする。

(4) アウトソーシングの在り方

運動習慣づくりに役立つと認められる事業又は介護・育児支援等組合員等のニーズが高まっていると認められる事業であって、支部での実施に当たってアウトソーシングの導入によることが効果的と認められるものについては、本部において支部ごとの個別導入の仕組みを検討するものとする。

5 事業資金等

(1) 事業資金

保健事業の資金（この項において「事業資金」という。）は、福祉財源等をもって充てる。

(2) 事業資金の算定

支部の事業資金は、事業に要する基本額、組合員数、へき地の有無、面積等の地域的特性を勘案して調整した額を考慮して算定する。

(3) 保有資金の適正化

支部は、(2)により算定した事業資金によりの確な事業の運営を行うものとし、事業年度末において当面の所要額を著しく超える未執行額（過年度分を含む。）があるときは、翌事業年度の事業計画及び実施方法を見直し、事業の適正な執行を図るものとする。

これにより、当該未執行額については計画的な解消を図ることとするが、それでもなお当該未執行額が繰越又は累積され、解消の見込みがない場合は、(2)の算定に当たって必要な調整を行うものとする。

なお、この調整に当たっては、外部の事情により増加した資金及び事業運営上必要な資金の除算を考慮した基準を別に定める。

(4) 支部保健経理から宿泊経理への資金の繰入れ

宿泊施設運営要綱（平成 26 年 3 月 7 日制定）において、各宿泊施設に対し、独立採算の原則及び外部資金に依存することなく組合員への説明責任を果たすことのできる安定的な経営基盤の確立が求められていることを十分に踏まえ、必要最低限の範囲で実施するよう、支部において見直しを検討する。

6 保健事業の今後の在り方の検討

(1) 保健事業検討委員会

理事長は、保健事業に係る状況の変化に伴い、保健事業の今後の在り方をあらためて検討する必要があると認めるときは、本部に保健事業検討委員会を置き、保健事業の現状分析と今後の在り方について検討するものとする。

保健事業検討委員会は、組合員及び支部の代表者並びに有識者を委員とし、委員の数、開催時期その他所要の事項は、設置の都度定める。

(2) 新たな事業方針の策定等

理事長は、(1)の検討結果の趣旨を踏まえて、保健事業に係る新たな事業方針を策定し、これに基づき保健事業の見直しを指導する。

(3) 支部保健事業検討委員会等

支部長は、当該支部における保健事業に係る状況の変化への対応及び組合員のニーズに応えた保健事業の構築のため、支部に組合員及び関係者を委員とする支部保健事業検討委員会又はこれに相当する機関を置くことができる。

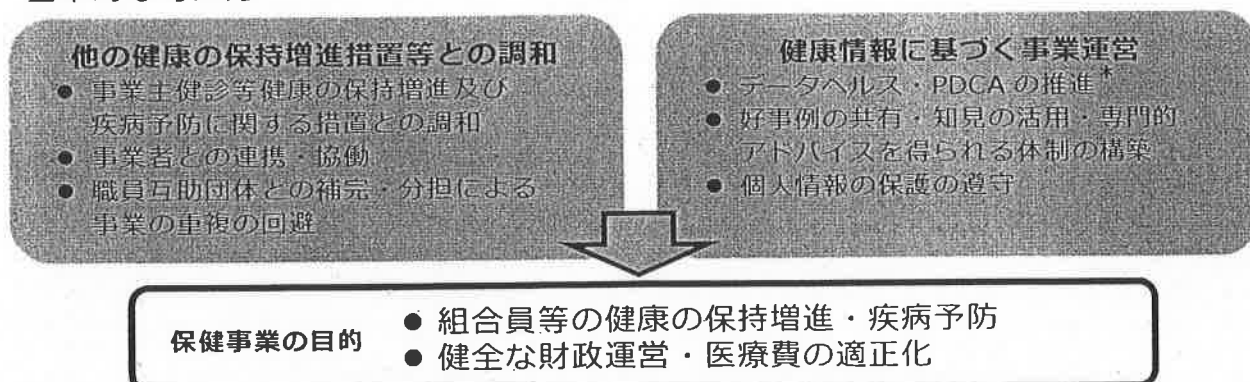
支部長は、当該検討委員会を行ったときは、その結果を理事長に報告するとともに、支部における事業計画に反映させる。

付 記

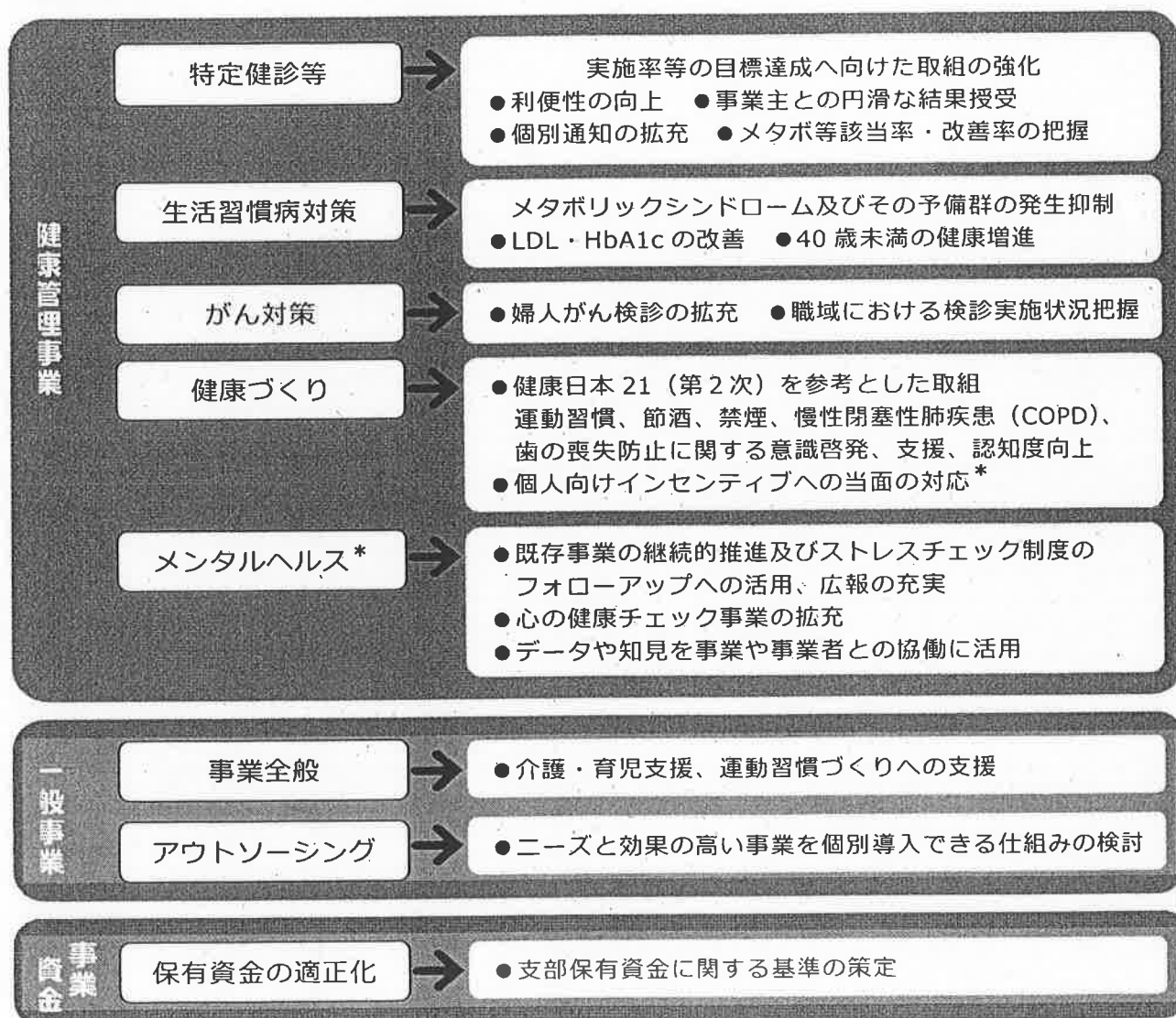
- 1 このガイドラインは、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 保健事業実施に関するガイドライン（平成 24 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

新たな「保健事業実施に関するガイドライン」の概要

1 基本的な考え方



2 重点事項



（その他、現行のガイドラインで定着し、継続していく内容についても併せて記載）

3 今後の予定

- 平成29年7月 新ガイドライン実施
- 以後、本部・支部・直営病院において新ガイドラインを反映した事業計画を検討。各支部においては、必要に応じ支部保健事業検討委員会を開催。

注：*印の項目は新たな取組事項のうち主要なもの